

佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																					
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立馬渡保育園</td> <td>佐倉市馬渡818番地2</td> <td style="text-align: center;">90名</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	(略)			佐倉市立馬渡保育園	佐倉市馬渡818番地2	90名	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>佐倉市立馬渡保育園</td> <td>佐倉市馬渡818番地2</td> <td style="text-align: center;">90名</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>佐倉市立佐倉東保育園</td> <td>佐倉市本町142番地1</td> <td style="text-align: center;">90名</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	(略)			佐倉市立馬渡保育園	佐倉市馬渡818番地2	90名	佐倉市立佐倉東保育園	佐倉市本町142番地1	90名
名称	位置	定員																				
(略)																						
佐倉市立馬渡保育園	佐倉市馬渡818番地2	90名																				
名称	位置	定員																				
(略)																						
佐倉市立馬渡保育園	佐倉市馬渡818番地2	90名																				
佐倉市立佐倉東保育園	佐倉市本町142番地1	90名																				
<p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育園の開所時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、事情により市長は、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開所時間 <u>午前7時から午後6時まで。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 保育園の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、事情により市長は、これを変更することができる。</p> <p>(1) 保育時間 <u>午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後0時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>前項第1号の規定にかかわらず、市長は、保護者の事情により必要があると認めるときは、保育時間外であっても保育することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(市長への届出)</u></p> <p>第5条 <u>保護者は、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>委託をやめようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>疾病、その他園児の一身上に事故が生じたとき。</u></p> <p>(3) <u>園児又は保護者の住所等に異動があったとき。</u></p> <p>(4) <u>保育料の減免を受けるべき事実の発生、消滅又は変更があったとき。</u></p>																					

改正後	改正前
<p>(補則)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>(5) その他市長において特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第6条 (略)</p>